

令和2年第2回春日井市議会臨時会提出議案目次

議案番号	議	題	
第47号議案	令和2年度春日井市一般会計補正予算（第1号）	……………	1
第48号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	……………	3
第49号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	……………	9
第50号議案	春日井市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について	……………	12

第 47 号議案

令和 2 年度春日井市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度春日井市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33, 173, 350 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 139, 293, 350 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 30 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		15,526,836	31,811,100	47,337,936
	2 国庫補助金	2,712,284	31,811,100	34,523,384
17 県支出金		7,261,122	460,765	7,721,887
	2 県補助金	2,083,435	460,765	2,544,200
20 繰入金		3,673,870	901,485	4,575,355
	1 繰入金	3,673,870	901,485	4,575,355
歳入合計		106,120,000	33,173,350	139,293,350

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		44,920,497	31,811,100	76,731,597
	1 社会福祉費	23,380,474	31,386,000	54,766,474
	2 児童福祉費	16,304,699	425,100	16,729,799
7 商工費		1,722,256	1,362,250	3,084,506
	1 商工費	1,722,256	1,362,250	3,084,506
歳出合計		106,120,000	33,173,350	139,293,350

第 48 号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

春日井市長 伊 藤 太

春日井市市税条例の一部を改正する条例

春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第34条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第34条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第45条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第56条の2第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第56条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第89条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第91条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定

する書類を保存している場合に限り、適用する。

第91条第1項中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

第141条第4号中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18

項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第20条、第21条及び第23条中「第19項」を「第18項」に改める。

附則第26条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第50項」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第44項」に、「第34項」を「第33項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の春日井市市税条例（次項において「新条例」という。）第34条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第34条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第34条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に

規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第 49 号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

春日井市長 伊 藤 太

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 50 号議案

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、春日井市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

春日井市長 伊 藤 太

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、春日井市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

春日井市長 伊 藤 太

春日井市介護保険条例の一部を改正する条例

春日井市介護保険条例（平成12年春日井市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,996円」を「20,797円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,996円」を「20,797円」に、「39,861円」を「31,195円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「25,996円」を「20,797円」に、「50,259円」を「48,526円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市介護保険条例の規定は、令和2年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。